

John Conyers 下院議員、「Innovation Protection 法案」を上程

2015年4月24日
JETRONY 知財部
今村、丸岡

下院司法委員会のランキングメンバーを務める John Conyers 議員(ミシガン州選出、民主党)は 16 日、Doug Collins 議員(ジョージア州選出、共和党)、Jerry Nadler 議員(ニューヨーク州選出、民主党)など 8 名の議員らと共同で、「Innovation Protection 法案」(H.R. 1832)を上程した。

この法案は、USPTO に対して、手数料収入等から得られた費用を全額繰り入れることが可能となる新たな基金(United States Patent and Trademark Office Public Enterprise Fund)を設立し、当該基金に繰り入れられた資金は、年度の制限なく USPTO の長官の判断で使用することを提案している。

米国知的財産権者協会(IPO)や各業界団体は、この法案を支持している。

下院法案(H.R.1832) :

<http://www.ipso.org/wp-content/uploads/2015/02/Draft-Innovation-Protection-Act-As-Introduced.pdf>

<下院法案(H.R.1832)の概要>

○第 42 条(b)

これまでの、United States Patent and Trademark Fee Reserve Fund に代えて、United States Patent and Trademark Office Public Enterprise Fund を設立し、USPTO に納付されるすべての手数料及び USPTO の業務経費を負担するすべての歳出費を繰り入れ、USPTO 長官の判断で使用することができる。

○第 42条(c)(2)を削除し、会計年度に係る制限をなくす¹。

○USPTO 長官は、各会計年度の終了日から 60 日以内に、先の年度について、主要な活動毎に要した費用等について議会に報告する。また、その報告には、同庁の長期計画や、その計画に対する進捗、最新の監査が含まれることとする。

¹ 現行特許法では、USPTO に納付されるすべての手数料及び USPTO の業務経費を負担する歳出費は、合衆国財務省の USPTO 歳出口座に入れられ、一会計年度で招集する手数料等の総額が当初予算に比べ過多となる場合には、その超過分を Patent and Trademark Fee Reserve Fund に繰り入れ USPTO が利用できることになっている。今回の改正案では、手数料等すべての歳出費を新たに設ける基金に繰り入れ、年度の縛りなく USPTO が利用できるとしている。

○USPTO 長官は、各会計年度の開始日から 30 日以内に、上下院の該当する委員会に対して、当該年度の支出計画等を提示しなければならない。

以上